## 利用者のために

### 1 調査の目的

農業協同組合及び同連合会一斉調査は、信用、共済、販売等の事業を総合的に行う総合農協、特定業種に特化して事業を行う専門農協及び特定の業務に特化して事業を行う農協連合会の指導・監督や制度の見直し等のための資料を整備するとともに、広く国民に情報を提供することを目的としている。

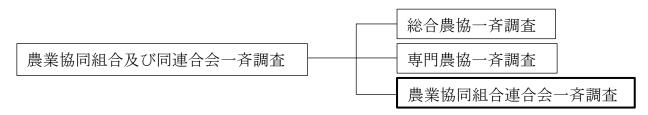
## 2 調査の根拠

調査は、統計法(平成19年法律第53号)第19条第1項に基づく総務大臣の承認 を受けて実施した一般統計調査である。

### 3 調査の機構

調査は、農林水産省経営局及び農政局を通じて実施した。

## 4 調査の体系



### 5 調査の対象

全国の都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会(全国区域、2県以上全国区域未満及び県区域未満の連合会を除く。)

(調査対象数:83、回答数:83、回答率100.0%)

### 6 調査事項

- (1) 連合会の名称、住所及び設立登記年月日等
- (2) 会員数
- (3) 附加議決(選挙)権
- (4) 役員数
- (5) 補助金・助成金
- (6) 本事業年度中に納付した諸税
- (7) 外部出資
- (8) 職員数及び本所、支所、出張所、代理所数等
- (9) 職員給与状況
- (10) 信連貸借対照表の明細
- (11) 購買・販売事業
- (12) 加工(製造)事業
- (13) 共同利用施設等の所有状況

### 7 調査期日

事業に関する調査事項の調査対象期間は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に終了した事業年度であり、その他の調査事項は、令和2年3月31日現在によって調査を実施した。

# 8 調査方法

本調査は、地方農政局から調査対象に対して、郵送により調査票を配布・回収する 自計調査の方法で行った。

ただし、調査対象の希望があった場合は、電子メールにより調査票を配布・回収する自計調査の方法で行った。

## 9 集計方法

本調査の集計は、経営局協同組織課において行った。また、回答が得られた調査対象連合会の調査結果の単純積上げにより算出した。

## 10 実績精度

本調査は全数調査のため、実績精度の算定は行っていない。

## 11 地域の表章区分

地	-	域	2	名	所属都道府県名
北	,	海		道	北海道
東				北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北				陸	新潟、富山、石川、福井
関				東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東				海	岐阜、愛知、三重
近				畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中	玉	•	兀	玉	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九			;	州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖			j	縄	沖縄

### 12 用語の解説

総合農協

信用、共済、販売等の事業を総合的に行う農業協同組合。

専 門 農 協

信用事業を行わず、特定業種に特化して事業を行う農業協同組合。

農業協同組合連合会区分信 連

信用事業を行う連合会。

経 済 連

販売、購買事業を主たる業務とする連合会。

厚生連

厚生事業を主たる業務とする連合会。

畜 産 連

養豚、養兎、牛馬、緬羊、養蜂等の畜産に関する指導、販売、購買、加工、施設の共同利用等の事業の一部又は全部を主たる業務とする連合会。

酪農連

乳牛に関する飼育指導、原乳の集乳、処理、加工及び販売、酪農に関する購買等の事業の一部又は全部を主たる業務とする連合会。

その他連

前記に該当しない連合会。

実務精通者

実務に精通し、組合の事業内容につき十分な見識と能力を有する 者。

支所(支店)、 出張所 従たる事務所であって、代理権と一部の決定権を有する責任者が 存在し、独立して事業経営を行うことのできる事務所。

ただし、「支所(支店)」については主たる事務所、「出張所」 については主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもって業 務が行われていることが必要。

その他事業所

支所(支店)及び出張所以外で独立して事業運営を行っている工場・店舗・給油所等であって専従職員を配置している事業所。

### 13 利用上の注意

(1) 表中に用いた記号は、次のとおりである。

「0」:単位未満(例:0.4千円→0千円)

「0.00」: 増減率において単位未満

「一」:調査は行ったが事実のないもの

「…」: 未発表のもの

「△」: 負数又は減少したもの

「x」:団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

(2) 秘匿措置について

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には、団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体(計)からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない個所についても「x」表示としている。

- (3) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「令和元事業年度農業協同組合及び同連合会一斉調査」(農林水産省)による旨を記載してください。
- (4) この統計表は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査結果と農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づく行政記録情報により作成している。

なお、一般統計調査で把握した項目と行政記録情報で把握した項目の分類は、参考「農業協同組合連合会一斉調査項目分類一覧」のとおり。

(5) 本統計のデータは、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類「その他(食料需給表、産業連関表、食品産業、環境など)」の「農業協同組合及び同連合会一斉調査」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表ととも に修正後の統計表等を掲載します。

[ https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukyo\_rengokai/index.html#r ]

#### 14 お問合せ先

農林水產省 大臣官房統計部

経営・構造統計課センサス統計室 農林漁業構造統計班

電 話: (代表) 03-3502-8111 (内線3664)

(直通) 03-3502-8093

FAX: 03-5511-7282

農林水産省 経営局 協同組織課経営・組織対策室 組織・調査班

電 話: (代表) 03-3502-8111 (内線5225)

(直通) 03-3502-8093

FAX: 03-3502-8082

※ 本調査に関する御意見、御要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページ でも受け付けております。

https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html